

## 7. 環境影響評価項目の選定



## 7. 環境影響評価項目の選定

### 7.1 環境影響評価要因の抽出

本事業に係るすべての行為のうち、環境への影響が想定される行為（以下、「環境影響要因」という。）を、「工事による影響」、「存在による影響」及び「供用による影響」に区分して抽出した結果は、表7.1-1のとおりである。

表7.1-1 環境影響要因の抽出

項目	要因の抽出	抽出の理由
工事による影響	資材等の運搬	<input type="radio"/> 計画地周辺の通行ルートにおいて、工事に伴う資材等の運搬のため、工事用車両が走行する。 なお、大型機器等は船舶により運搬するが、航行船舶数は、資材搬入期間（約8ヶ月間）を通じて44隻であり、平成28年における仙台港区の入港船舶数（7,046隻）の約0.6%程度と極くわずかであることから、船舶の航行による影響はほとんどないと考えられる。
	重機の稼働	<input type="radio"/> 計画地において、工事時に重機の稼働を行う。
	切土・盛土・発破・掘削等	<input type="radio"/> 計画地は既に造成された土地であり、新たに土地造成を行わないが、建築物の基礎掘削を行う。
	建築物等の建築	<input type="radio"/> 煙突、ボイラ、タービン建屋、木質ペレットを貯蔵する燃料貯蔵設備等の建設を行う。
	工事に伴う排水	<input type="radio"/> 計画地において、建設工事中の降雨により濁水が発生する可能性がある。
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の環境影響要因は想定されない。
存在による影響	改変後の地形	<input checked="" type="checkbox"/> 計画地は既に造成された土地であり、事業実施に伴う地形の改変は行わない。
	樹木伐採後の状態	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の実施に伴う樹木等の伐採は行わない。
	改変後の河川・湖沼	<input checked="" type="checkbox"/> 計画地は既に造成された土地であり、計画地及びその周辺において河川・湖沼は改変しない。
	工作物等の出現	<input type="radio"/> 煙突、ボイラ、タービン建屋、木質ペレットを貯蔵する燃料貯蔵設備等の建設を行う。
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の環境影響要因は想定されない。
供用による影響	自動車・鉄道等の走行	<input checked="" type="checkbox"/> 本事業は火力発電所の設置の事業であり、道路・鉄道の整備事業ではない。
	施設の稼働	<input type="radio"/> 計画地において、発電設備の稼働を行う。
	人の居住・利用	<input checked="" type="checkbox"/> 本事業は工業専用地域内における火力発電所の設置の事業であり、計画地における人の居住は想定されない。 人の利用による影響は、施設の稼働として整理する。
	有害物質の使用	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質の使用は想定されない。 なお、燃料は木質バイオマスとし、石炭等の有害物質を含む燃料は使用しないことから、燃料の燃焼に伴い有害物質は発生しない。
	農薬・肥料の使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本事業は火力発電所の設置の事業であり、農薬・肥料等の使用は想定されない。
	資材・製品・人等の運搬、輸送	<input type="radio"/> 計画地周辺の通行ルートにおいて、供用に伴う資材、燃料等の運搬のため、車両が走行する。また、燃料（木質バイオマス）の運搬のため、船舶が航行する。 なお、燃料（木質バイオマス）の輸送に伴う航行船舶数は、年間14数隻程度であり、平成28年における仙台港区の入港船舶数（7,046隻）の約0.2%程度と極くわずかであるが、海外から燃料輸送を行うことから相当距離を航行する。
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の環境影響要因は想定されない。

注) 「○」は環境影響要因として抽出、「×」は抽出しないことを示す。

## 7.2 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定

「仙台市環境影響評価技術指針」（平成11年仙台市告示第189号）（以下、「技術指針」という。）を参考に、本事業に係る環境影響要因と、それにより影響を受けることが想定される環境の要素（以下、「環境影響要素」という。）の関係を整理し、本事業の内容、地域の特性等を勘案して影響の程度を検討した上で、環境影響評価の項目（以下、「評価項目」という）を選定した。評価項目に選定した項目は、以下のとおり重点化、簡略化等の区分を行った。

- ① 重点化項目：調査・予測・評価を詳細に行う項目
- ② 一般項目：調査・予測・評価を標準的に行う項目
- ③ 簡略化項目：調査・予測・評価を簡略化して行う項目
- ④ 配慮項目：環境配慮で対応し、調査・予測・評価を行わない項目

抽出した評価項目は表7.2-1、評価項目に選定した理由及び選定しなかった理由は表7.2-2のとおりである。

表7.2-1 環境影響評価項目の選定

環境影響要素の区分	環境影響要因の区分		工事による影響					存在による影響	供用による影響	
			資材等の運搬	重機の稼働	掘削等	切土・盛土・発破	建築物等の建築	工事に伴う排水		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気環境	大気質	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 粉じん 有害物質 その他（微小粒子状物質）	○ ○ ○ ※ ○ △	※ ※ ○ ○ ○ ○				◎ ◎ ◎ ※ △	○ ○ ○ ※ ○
	水環境	水質	水の汚れ 水の濁り 富栄養化 溶存酸素 有害物質 水温 その他						○ ※ ○	
		底質	底質							
		地下水汚染	地下水汚染							
		水象	水源 河川流・湖沼 地下水・湧水 海域 水辺環境							
		その他								
	土壤環境	地形・地質	現況地形 注目すべき地形 土地の安定性							
		地盤沈下	地盤沈下							
		土壤汚染	土壤汚染							
		その他								
	その他の環境	電波障害	電波障害						△	
		日照阻害	日照阻害						△	
		風害	風害							
		その他								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	植物	植物相（蒲生干潟）							△	
	動物	動物相（蒲生干潟）							△	
	生態系	地域を特徴づける生態系							※	
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的所産への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	自然的景観資源 文化的景観資源 眺望							○ ○ ○	
		自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場	○						○
	文化財	指定文化財等								
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨として予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物 残土 水利用 その他				○ ○			○ ○	
	温室効果ガス等	二酸化炭素 その他の温室効果ガス オゾン層破壊物質 熱帶材使用 その他	○ ○ ○ ※ ○	※ ※ ○ ○ ○					○ ○ ○ ※ ○	

注：「◎」は重点化項目、「○」は一般項目、「△」は簡略化項目、「※」は配慮項目を示す。

表7.2-2(1) 環境影響評価項目の選定結果

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定する理由、又は選定しない理由
大気質	二酸化窒素	○	工事 供用	・資材等の運搬 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	車両の走行に伴い自動車排ガスを排出することから、評価項目に選定する。 主要な交通ルートの沿道に住居等が存在し自動車排ガスの影響が考えられることから、一般項目とする。
		※	工事	・重機の稼働	工事時における重機の稼働に伴い排ガスを排出することから、評価項目に選定する。 計画地は既に造成された土地であり土地造成は必要ないことから、工事量は少ない。また、計画地周辺は用途地域境界から約1km以上離れている工業専用地域であり、周辺に住居、学校、病院等は存在せず、影響を受ける対象が相当期間存在しないことから、配慮項目とする。
		◎	供用	・施設の稼働	木質バイオマスの燃焼に伴い排ガスを排出することから、評価項目に選定する。 高煙突を伴う事業であり排ガスによる影響が考えられることから、重点化項目に選定する。
	二酸化硫黄	◎	供用	・施設の稼働	木質バイオマスの燃焼に伴い排ガスを排出することから、評価項目に選定する。 高煙突を伴う事業であり排ガスによる影響が考えられることから、重点化項目に選定する。
		○	工事 供用	・資材等の運搬 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	車両の走行に伴い自動車排ガスを排出することから、評価項目に選定する。 主要な交通ルートの沿道に住居等が存在し自動車排ガスの影響が考えられることから、一般項目とする。
		※	工事	・重機の稼働	工事時における重機の稼働に伴い排ガスを排出することから、評価項目に選定する。 計画地は既に造成された土地であり土地造成は必要ないことから、工事量は少ない。また、計画地周辺は用途地域境界から約1km以上離れている工業専用地域であり、周辺に住居、学校、病院等は存在せず、影響を受ける対象が相当期間存在しないことから、配慮項目とする。
		◎	供用	・施設の稼働	木質バイオマスの燃焼に伴い排ガスを排出することから、評価項目に選定する。 高煙突を伴う事業であり排ガスによる影響が考えられることから、重点化項目に選定する。
	浮遊粒子状物質	※	工事 供用	・資材等の運搬 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	車両の走行を行い積荷等より粉じんが発生する可能性があることから、評価項目に選定する。 工事時における残土等の輸送及び供用時における燃料等の輸送においては粉じん飛散防止シートの展張等の環境保全措置を実施するため、粉じんによる影響はほとんどないと考えられることから、配慮項目とする。
		※	工事	・重機の稼働	掘削等により一時に裸地が発生し、強風により粉じんが飛散する可能性があることから、評価項目に選定する。 掘削等に当たっては、散水等による粉じんの発生・飛散に対する環境保全措置を実施するため、粉じんによる影響はほとんどないと考えられることから、配慮項目とする。
	粉じん				

表7.2-2(2) 環境影響評価項目の選定結果

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定する理由、又は選定しない理由
大気質	粉じん	※	供用	・施設の稼働	<p>燃料である木質バイオマスより粉じんが発生する可能性があることから、評価項目に選定する。</p> <p>主な木質バイオマス燃料である木質ペレットについては、仙台塩釜港（仙台港区）に接岸された船舶からアンローダで陸揚げした後、粉じん飛散対策を施した密閉型コンペアにて、密閉型ドームである燃料貯蔵設備に搬送し、一時貯蔵する。燃料貯蔵設備から計画地への搬送に当たっても、粉じん飛散対策を施した密閉型コンペアを使用し計画地に搬送する計画であり、粉じんを飛散させないよう運用するため、粉じんによる影響はほとんどないと考えられることから、配慮項目とする。</p>
	有害物質	—	供用	・施設の稼働	木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更したため、施設の稼働に伴う排出ガスには水銀等の有害物質が含まれなくなったことから、評価項目に選定しない。
	その他(微小粒子状物質)	△	供用	・施設の稼働	<p>木質バイオマスの燃焼を行い排ガス中に微小粒子状物質の原因となる可能性の考えられる物質を含むことから、評価項目に選定する。</p> <p>微小粒子状物質については、その生成メカニズムが十分解明されていないため、現地調査結果を踏まえて定性的に予測・評価することから、簡略化項目とする。</p>
騒音		○	工事 供用	・資材等の運搬 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	<p>車両の走行に伴い騒音が発生することから、評価項目に選定する。</p> <p>主要な交通ルートの沿道に住居等が存在し騒音の影響が考えられることから、一般項目とする。</p>
		※	工事	・重機の稼働	<p>工事時における重機の稼働に伴い騒音が発生することから、評価項目に選定する。</p> <p>計画地は既に造成された土地であり土地造成は必要ないことから、工事量は少ない。また、計画地周辺は用途地域境界から約1km以上離れている工業専用地域であり、周辺に住居、学校、病院等は存在せず、影響を受ける対象が相当期間存在しないことから、配慮項目とする。</p>
		※	供用	・施設の稼働	<p>施設の稼働に伴い騒音が発生することから、評価項目に選定する。</p> <p>計画地周辺は用途地域境界から約1km以上離れている工業専用地域であり、周辺に住居、学校、病院等は存在せず、影響を受ける対象が相当期間存在しないことから、配慮項目とする。</p>
振動		○	工事 供用	・資材等の運搬 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	<p>車両の走行に伴い振動が発生することから、評価項目に選定する。</p> <p>主要な交通ルートの沿道に住居等が存在し振動の影響が考えられることから、一般項目とする。</p>
		※	工事	・重機の稼働	<p>工事時における重機の稼働に伴い振動が発生することから、評価項目に選定する。</p> <p>計画地は既に造成された土地であり土地造成は必要ないことから、工事量は少ない。また、計画地周辺は用途地域境界から約1km以上離れている工業専用地域であり、周辺に住居、学校、病院等は存在せず、影響を受ける対象が相当期間存在しないことから、配慮項目とする。</p>

表7.2-2(3) 環境影響評価項目の選定結果

環境影響要素	選定	環境影響要因	選定する理由、又は選定しない理由
振動	※	供用 ・施設の稼働	施設の稼働に伴い振動が発生することから、評価項目に選定する。 計画地周辺は用途地域境界から約1km以上離れている工業専用地域であり、周辺に住居、学校、病院等は存在せず、影響を受ける対象が相当期間存在しないことから、配慮項目とする。
低周波音	※	供用 ・施設の稼働	施設の稼働に伴い低周波音が発生することから、評価項目に選定する。 計画地周辺は用途地域境界から約1km以上離れている工業専用地域であり、周辺に住居、学校、病院等は存在せず、影響を受ける対象が相当期間存在しないことから、配慮項目とする。
悪臭	—	供用 ・施設の稼働	排煙脱硝装置において特定悪臭物質であるアンモニアを使用するが、関係法令に基づき取扱いアンモニアは漏えいしないことから、評価項目として選定しない。
その他	白煙	※ 供用 ・施設の稼働	開放型冷却塔を使用することから、気象条件によっては白煙が発生する可能性があることから、評価項目として選定する。 冷却塔には白煙防止機能を付加するため白煙による影響はほとんどないと考えられることから、配慮項目とする。
水質	水の汚れ	— 工事 ・工事に伴う排水	工事において水の汚れを伴う排水は発生しないことから、評価項目として選定しない。
		○ 供用 ・施設の稼働	施設の稼働において水の汚れを伴う排水が発生することから、評価項目として選定する。 排水は、公共用水域である海域に排出することから、一般項目とする。
	水の濁り	※ 工事 ・工事に伴う排水	工事において水の濁りを伴う排水が発生することから、評価項目として選定する。 排水は前面海域である公共用水域に排水するが沈砂槽等による処理を行う環境保全措置を実施するため、水の濁りによる影響はほとんどないと考えられることから、配慮項目とする。
		— 供用 ・施設の稼働	施設の稼働において水の濁りを伴う排水は発生しないことから、評価項目として選定しない。
	富栄養化	— 工事 ・工事に伴う排水	工事において富栄養化の原因となる排水は発生しないことから、評価項目として選定しない。
		○ 供用 ・施設の稼働	施設の稼働において富栄養化の原因となる窒素分及び磷分を含む排水が発生することから、評価項目として選定する。 排水は、公共用水域である海域に排出することから、一般項目とする。
	溶存酸素	— 工事 供用 ・工事に伴う排水 ・施設の稼働	工事及び施設の稼働において発生する排水は、水の溶存酸素量を変化させる原因となる貯留等を行わないことから、評価項目として選定しない。
	有害物質	— 工事 ・工事に伴う排水	工事において有害物質を含む排水は発生しないことから、評価項目として選定しない。
		— 供用 ・施設の稼働	木質バイオマス専焼の発電事業に計画変更したため、施設の稼働に伴う排水には鉛等の有害物質が含まれなくなったことから、評価項目に選定しない。
水温	— 供用 ・施設の稼働	復水器の冷却は循環冷却方式の冷却塔により行い、大量の温排水は発生しないことから、評価項目として選定しない。	

表7.2-2(4) 環境影響評価項目の選定結果

環境影響要素	選定	環境影響要因	選定する理由、又は選定しない理由
底 質	—	工事 ・切土・盛土・発破・掘削等	本事業では浚渫工事等の海域工事は実施しない。また、工事において底質の汚染の原因となる排水は発生しないことから、評価項目として選定しない。
	—	供用 ・施設の稼働	施設の稼働において発生する排水は、排水処理装置により適切に処理した後に排水するため、海域の底質への影響はないと考えられることから、評価項目として選定しない。
地下水汚染	—	工事 ・工事に伴う排水	工事において地下水汚染の原因となる排水は発生せず、排水は地下浸透を行わないため、地下水汚染の原因とならないことから、評価項目として選定しない。
	—	供用 ・施設の稼働	燃料である木質バイオマスには重金属等の有害物質は含まれず、施設の稼働において有害物質を含む排水は発生しないことから、評価項目として選定しない。
水 象	水 源 河川流・湖沼	—	計画地には水源・河川・湖沼がなく、水源水量や水質等の変化及び河川流量や湖沼水位等の変化の原因とならないことから、評価項目として選定しない。
	地下水・湧水	—	計画地は既に造成された土地であり土地造成は必要なく、地下水の汲み上げは行わない。掘削工事時において湧水が発生する可能性が考えられるが必要に応じて遮水工等の湧水対策を行うため、地下水位の変化や湧水量の変化の原因とならないことから、評価項目として選定しない。
	海 域 水辺環境	—	計画地には河川、湖沼はない。また、本事業において海域及び海岸の水辺の工事は実施せず、海域に工作物等を設置しないため、海域の流況の変化や水辺地の形態及び自然性の変化等の原因とならないことから、評価項目として選定しない。
地形・地質	現況地形 注目すべき地形	—	計画地は既に造成された土地であり土地造成は必要ないこと、計画地には注目すべき地形が存在しないことから、評価項目として選定しない。
	土地の安定性	—	計画地は未固結堆積物の礫・砂・泥の分布域であり、計画地周辺には工場、道路等が存在するが、軟弱な地盤の場合は地盤改良を行うため、土地災害の危険性の原因とならないことから、評価項目として選定しない。
地盤沈下		—	計画地は未固結堆積物の礫・砂・泥の分布域であり、計画地周辺には工場、道路等が存在するが、本事業では必要に応じて構造物の基礎を杭基礎とする、軟弱な地盤の場合は地盤改良を行うことから、地盤沈下は発生しないと考えられる。また、本事業では地下水の汲み上げは行わず、盛土を行わないことから圧密沈下は発生しないと考えられるため、地盤沈下の原因とならないことから、評価項目として選定しない。
土壤汚染		—	計画地は既に造成された土地であり、土壤汚染は確認されていない。また、燃料は木質バイオマスとし、石炭等の有害物質を含む燃料は使用せず、燃料の使用に伴う土壤汚染は発生しないことから、評価項目として選定しない。

表7.2-2(5) 環境影響評価項目の選定結果

環境影響要素	選定	環境影響要因		選定する理由、又は選定しない理由
電波障害		△	存在	• 工作物等の出現  高さ80mの煙突を設置することから、評価項目として選定する。 計画地周辺は用途地域境界から約1km以上離れている工業専用地域であり、周辺に住居等は存在せず影響を受ける対象が相当期間存在しないこと、煙突は幅が狭い構築物であるため、電波障害が発生する範囲は小さいと考えられることから、簡略化項目とする。
日照阻害		△	存在	• 工作物等の出現  高さ80mの煙突を設置することから、評価項目として選定する。 計画地周辺は用途地域境界から約1km以上離れている工業専用地域であり、周辺に住居等は存在せず影響を受ける対象が相当期間存在しないこと、煙突は幅が狭い構築物であるため、日照阻害が発生する範囲は小さいと考えられることから、簡略化項目とする。
植物	植物相(蒲生干潟)	△	供用	• 施設の稼働  計画地の周辺に位置する蒲生干潟に対する大気質、水質への影響を考慮し、評価項目として選定する。 計画地周辺は用途地域境界から約1km以上離れている工業専用地域であり、蒲生干潟とは一定の距離が離れているため影響は小さいと考えられることから、簡略化項目とする。 なお、計画地は既に造成された工場用地であり自然植生は分布しておらず、注目すべき種が存在する可能性はほとんどないと考えられる。また、計画地には注目すべき群落及び樹木・樹林等は存在しない。
動物	動物相(蒲生干潟)	△	供用	• 施設の稼働  計画地周辺に位置する動物の生息地として重要な地域である蒲生干潟に対する大気質、水質への影響を考慮し、評価項目として選定する。 計画地周辺は用途地域境界から約1km以上離れている工業専用地域であり、蒲生干潟とは一定の距離が離れているため影響は小さいと考えられることから、簡略化項目とする。 なお、計画地は既に造成された工場用地であり自然植生は分布しておらず、注目すべき種が存在する可能性はほとんどないと考えられ、計画地には注目すべき生息地は存在しない。計画地周辺にはハヤブサの営巣地が存在するが、これらと一定の距離が離れており影響は及ばないと考えられる。 また、海生動物に対しては温排水による影響が考えられるが、本事業では、復水器の冷却は循環冷却方式の冷却塔により行い、大量の温排水は発生しないことから、海生動物への影響はほとんどないと考えられることから、評価項目として選定しない。
生態系	地域を特徴づける生態系	※	供用	• 施設の稼働  計画地は既に造成された工場用地であり自然植生は分布しておらず、地域を特徴づける生態系が存在する可能性はほとんどないと考えられる。また、計画地周辺にはハヤブサの営巣地が存在するが、これらと一定の距離が離れており影響は及ばないと考えられる。 一方、地域を特徴づける生態系の場である蒲生干潟については、植物、動物として評価することとし、生態系については配慮項目として選定する。

表7.2-2(6) 環境影響評価項目の選定結果

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定する理由、又は選定しない理由
景観	自然的景観資源 文化的景観資源	○	存在	・工作物等の出現	計画地には自然的景観資源及び文化的景観資源が存在しないが、計画地周辺に自然的景観資源及び文化的景観資源が存在し、本事業による工作物が視認できる可能性があることから、評価項目に選定する。 高さ80mの煙突を設置することから、一般項目とする。
	眺望	○	存在	・工作物等の出現	計画地より約2～3km離れた場所に公園等の眺望点が存在することから、評価項目として選定する。 高さ80mの煙突を設置することから、一般項目とする。
自然との触れ合いの場		○	工事 供用	・資材等の運搬 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	本事業の主要な交通ルートの近傍に自然との触れ合いの場があることから、評価項目として選定する。 本事業の主要な交通ルートが、自然との触れ合いの場へのアクセスルートと重複する可能性があることから、一般項目とする。
文化財	指定文化財等	—		—	
廃棄物等	廃棄物	○	工事 供用	・切土・盛土・発破・掘削等 ・建築物等の建築 ・施設の稼働	工事時及び供用時において廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。 発生した廃棄物は計画地外で処理・処分することから、一般項目とする。
	残土	○	工事	・切土・盛土・発破・掘削等	工事時において残土が発生することから、評価項目として選定する。 発生した残土は計画地外で処理・処分することから、一般項目とする。
	水利用	○	供用	・施設の稼働	本事業の供用に伴い用水を行うことから、評価項目として選定する。 本事業において仙台圏工業用水道及び公共上水道より受水することから、一般項目とする。
温室効果ガス等	二酸化炭素	○	工事 供用	・資材等の運搬 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	車両の走行及び船舶の航行に伴い二酸化炭素を排出することから、評価項目に選定する。 本事業における関係車両の走行及び関係船舶の航行により相当量の二酸化炭素を排出する可能性が考えられることから、一般項目とする。
		※	工事	・重機の稼働	工事時における重機の稼働に伴い二酸化炭素を排出することから、評価項目に選定する。 計画地は既に造成された土地であり土地造成は必要ないことから工事量は少なく、重機の稼働に伴い発生する二酸化炭素は僅かな量と想定され、影響はほとんどない考えられることから、配慮項目とする。
		—	供用	・施設の稼働	本事業は、二酸化炭素に関する環境負荷がない木質バイオマス専焼の発電事業であることから、評価項目として選定しない。

表7.2-2(7) 環境影響評価項目の選定結果

環境影響要素	選定	環境影響要因	選定する理由、又は選定しない理由
温室効果ガス等	○ 工事供用	・資材等の運搬 ・資材・製品・人等の運搬・輸送	車両の走行及び船舶の航行に伴いメタン及び一酸化二窒素を排出することから、評価項目に選定する。 本事業における関係車両の走行及び関係船舶の航行により相当量のメタン及び一酸化二窒素を排出する可能性が考えられることから、一般項目とする。
		・重機の稼働	工事時における重機の稼働に伴いメタン及び一酸化二窒素を排出することから、評価項目に選定する。 計画地は既に造成された土地であり土地造成は必要ないことから工事量は少なく、重機の稼働に伴い発生するメタン及び一酸化二窒素は僅かな量と想定され、影響はほとんどないと考えられることから、配慮項目とする。
	— 供用	・施設の稼働	管理事務所等における空調装置等で使用するクロロフルオロカーボン類等は、密閉された状態で使用し、大気中に放出しないことから、評価項目として選定しない。
	※ 工事	・建築物等の建築	工事時における建築物等の建築において、コンクリート型枠等に木材を使用する可能性のあることから、評価項目に選定する。 熱帯材使用について、できる限り非木質のコンクリート型枠を採用し、基礎工事等において計画的な型枠転用に努める等の環境保全措置を実施するため、熱帯材使用による影響はほとんどないと考えられることから、配慮項目とする。
		・施設の稼働	供用時において燃料に木質バイオマスを使用するため、評価項目に選定する。 木質バイオマス燃料のうち主燃料である木質ペレットについては、トレーサビリティ（由来保証）が100%確実な資源を輸入して利用することで違法伐採による森林機能の喪失を回避する計画である。木質チップについては森林認証等を得ている木材を前提とし、無理な伐採による供給が行われないよう地元企業と密にコミュニケーションを取りながら検討を進める。また、PKSについては供給者側で環境に配慮した生産が行われていることを確認した上で使用可否を判断する計画である。 以上の環境配慮を行うことから、配慮項目とする。